

議案第86号

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、準用河川の土地占用料の額を適正なものに改めるとともに、
占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める必要があるによる。

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年福岡市条例第26号）の一部を次のように
改正する。

別表第2金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,900	円 2,900
4,500	4,500
6,100	6,100
2,600	2,600
4,200	4,200
5,700	5,700
5,200	5,200

議案第86号

5,200	5,200
26	26
110	110
160	160
230	230
310	310
470	470
630	630
1,100	1,100
1,600	1,600
3,100	3,100
5,200	5,200
4,200	4,200
590	370
150	100
350	350
350	350
11,800	11,800

66	66
5,400	4,000
3,500	2,200

別表第2備考第4項を次のように改める。

- 4 占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して河川区域内の土地を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る土地占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市準用河川流水占用料等徴収条例第3条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた土地占用料の額